

## 国立大学法人埼玉大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則により、期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合に、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減できる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし
理事		改定なし
理事(非常勤)		H20. 4. 1 1日当たりの報酬額を、20,000円から30,000円に改定
監事		改定なし
監事(非常勤)		H20. 4. 1 1日当たりの報酬額を、20,000円から30,000円に改定

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,010	千円 11,928	千円 5,071	千円 954 (地域手当) 57 (通勤手当)	H20.4.1		
A理事	千円 12,697	千円 7,587	千円 4,300	千円 606 (地域手当) 204 (通勤手当)		H20.12.31	*※
B理事	千円 2,560	千円 2,352	千円 0	千円 188 (地域手当) 20 (通勤手当)	H21.1.1		
C理事	千円 14,265	千円 9,408	千円 3,999	千円 752 (地域手当) 106 (通勤手当)	H20.4.1		
D理事	千円 14,183	千円 9,408	千円 3,999	千円 752 (地域手当) 24 (通勤手当)	H20.4.1		
E理事 (非常勤)	千円 2,490	千円 2,490	千円 0	千円 0	H20.4.1		
A監事	千円 12,138	千円 8,736	千円 2,453	千円 698 (地域手当) 251 (通勤手当)	H20.4.1		
B監事 (非常勤)	千円 1,230	千円 1,230	千円 0	千円 0	H20.4.1		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金水準等が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「\*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後本学の役員となった者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	5,964	4 0	H20.3.31	—	在職期間中における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が「おおむね計画どおり進んでいる」(5段階評価中3段階)以上であったこと。また、本学における個人業績評価が「概ね適切である」(5段階評価中3段階)以上であったので、増額又は減額は行わなかった。	
理事A	4,030	3 9	H20.12.31	—	支給額には、平成20年度における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が決定されてから支給される退職手当の額は含まれない。 なお、上記を除く退職手当の額については、在職期間中(平成20年度を除く)における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が「おおむね計画どおり進んでいる」(5段階評価中3段階)以上であり、また、本学における個人業績評価が「概ね適切である」(5段階評価中3段階)以上であったので、増額又は減額は行わなかった。	*※
理事B	5,058 ( 46,290 )	4 0 ( 30 ) ( 0 )	H20.3.31	—	在職期間中における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が「おおむね計画どおり進んでいる」(5段階評価中3段階)以上であったこと。また、本学における個人業績評価が「概ね適切である」(5段階評価中3段階)以上であったので、増額又は減額は行わなかった。	
理事C	1,264 ( 50,791 )	1 0 ( 33 ) ( 0 )	H20.3.31	—	在職期間中における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が「おおむね計画どおり進んでいる」(5段階評価中3段階)以上であったこと。また、本学における個人業績評価が「概ね適切である」(5段階評価中3段階)以上であったので、増額又は減額は行わなかった。	
理事 (非常勤)					非常勤理事には、退職手当を支給しないこととしている。	
監事A	4,704	4 0	H20.3.31	—	在職期間中における国立大学法人評価委員会の業務実績評価が「おおむね計画どおり進んでいる」(5段階評価中3段階)以上であったこと。また、本学における個人業績評価が「概ね適切である」(5段階評価中3段階)以上であったので、増額又は減額は行わなかった。	*
監事 (非常勤)					非常勤監事には、退職手当を支給しないこととしている。	

注1:「前職」欄の「\*」は退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示し、「\*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後本学の役員となった者であることを示す。

注2:理事B・理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

教員については、平成7年4月の教養部改組に伴い、各学部に分属させていた旧教養部の教員定員を、法人化後、一括管理とし、削減に対応できるようにした。  
また、事務組織の合理化、業務の効率化・簡素化を図ることにより、人件費の抑制に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、国家公務員の例に準じた取り扱いとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務評定を実施し、その結果を勤勉手当の成績率、昇給に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月の期間における、勤務評定をふまえた勤務成績に応じて決定される成績率により支給される。
本給月額(昇給)	勤務評定の結果を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合には、上位の昇給区分に決定することができる。

##### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

20. 4. 1 地域手当を8%から8.5%へ引き上げた

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	694人	46.9歳	8,446千円	6,049千円	138千円	2,397千円
事務・技術	148人	45.8歳	6,510千円	4,727千円	134千円	1,783千円
教育職種(大学教員)	428人	49.1歳	9,645千円	6,858千円	149千円	2,787千円
医療職種(病院医師)	該当者なし					
医療職種(病院看護師)	該当者なし					
教育職種(附属高校職種)	21人	37.6歳	6,897千円	5,073千円	84千円	1,824千円
教育職種(附属義務教育学校教員)	52人	37.2歳	6,563千円	4,840千円	114千円	1,723千円
技能・労務職種	1人					
技術職種(技師等)	43人	45.0歳	6,318千円	4,589千円	103千円	1,729千円
その他	1人					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 11	歳 51.9	千円 4,351	千円 3,149	千円 95	千円 1,202
事務・技術	人 9	歳 55.9	千円 4,219	千円 3,053	千円 85	千円 1,166
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属支援学校教員を含む。

「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師の業務に就く職種である。なお、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

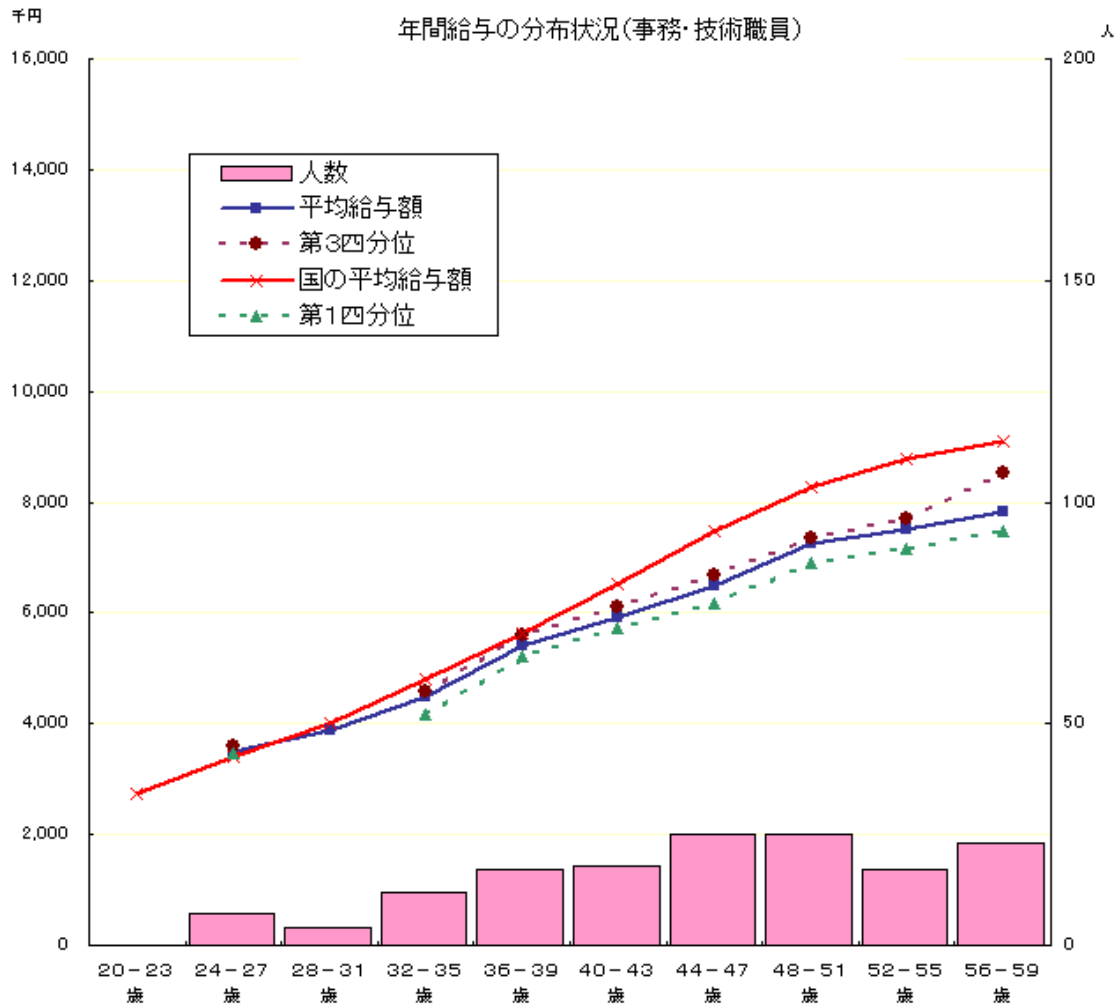
注4: 「技術職種(技師等)」とは、教育研究支援のための技術関連業務、技術開発及び学生の技術指導、知的財産の管理、安全衛生管理及び推進、技術の継承・開発を意図した後進の指導・育成並びに技術研修に関する企画及び連絡調整の業務に就く職種である。

注5: 「その他」の1名は、内閣府からの派遣職員である。なお、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6: 非常勤職員の「教育職種(大学教員)」は、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



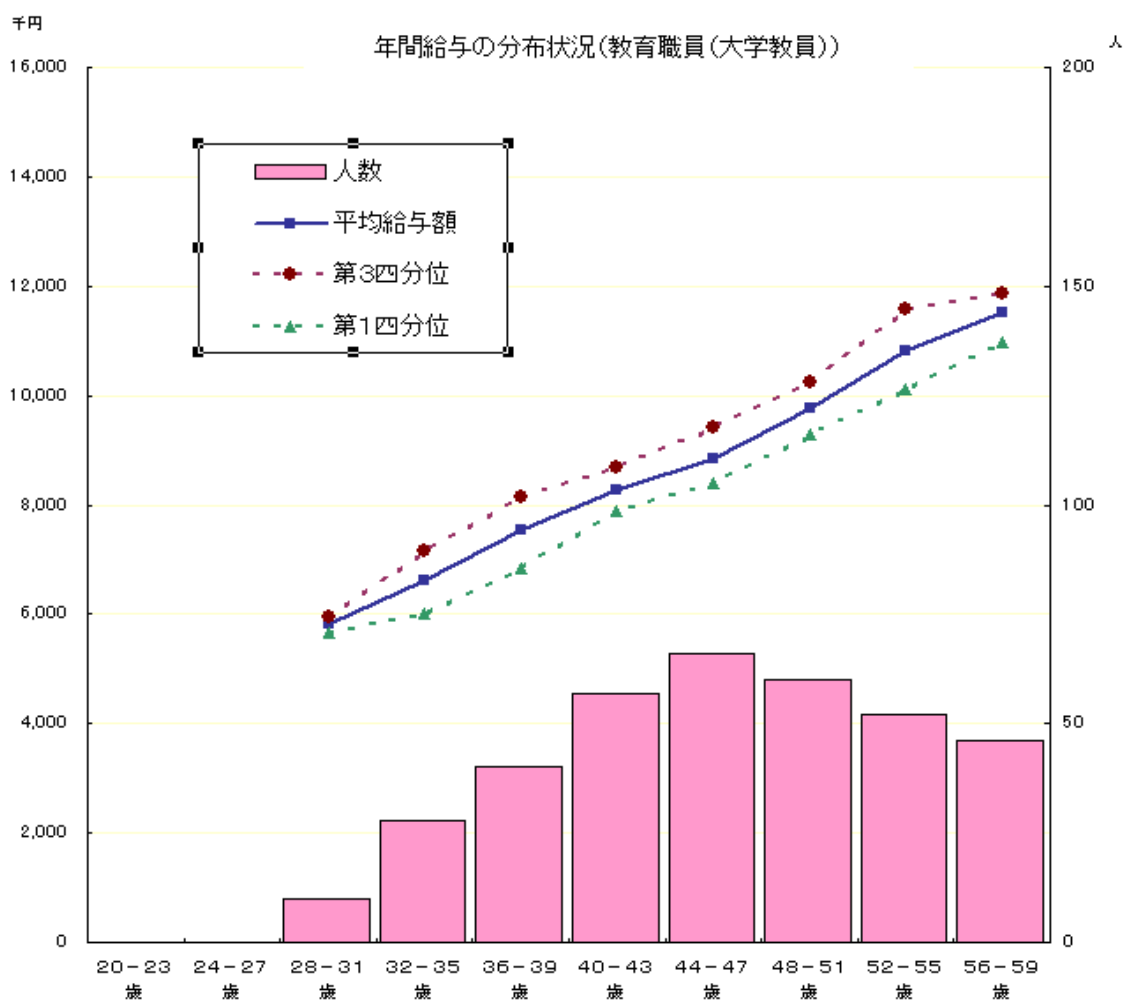
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:「28～31歳」については、4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位(第1・3分位)は表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
課長	11	54.7	8,084	9,434	8,711		
係長	62	47.9	6,126	7,051	6,628		
係員	21	31.4	3,585	4,487	4,063		

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位			
			第1分位	第3分位		
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
教授	229	55.1	10,023	11,737	10,893	
准教授	146	42.8	7,817	8,881	8,304	
助教	33	38.6	5,929	6,936	6,482	

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長代理	課長	課長
人員(割合)	148人	7人 (4.7%)	17人 (11.5%)	73人 (49.3%)	35人 (23.6%)	9人 (6.1%)	4人 (2.7%)
年齢(最高～最低)		28～24歳	44～27歳	58～35歳	59～46歳	59～51歳	55～46歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,831～2,401千円	3,840～2,540千円	5,084～3,423千円	5,940～4,759千円	6,591～5,201千円	7,163～6,753千円
年間給与額(最高～最低)		3,754～3,279千円	5,237～3,474千円	7,051～4,775千円	8,232～6,794千円	9,024～7,365千円	9,780～9,277千円

7級	8級	9級	10級
部長	部長	事務局長	事務局長
2人 (1.4%)	1人 (0.7%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
～歳	～歳	～歳	～歳
～千円	～千円	～千円	～千円
～千円	～千円	～千円	～千円

注:7級・8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助教	助教	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	428人	該当者なし (%)	36人 (8.4%)	17人 (4.0%)	146人 (34.1%)	222人 (51.9%)	7人 (1.6%)
年齢(最高～最低)			64～29歳	63～30歳	63～32歳	64～41歳	64～52歳
所定内給与年額(最高～最低)			5,603～3,924千円	6,033～4,081千円	7,345～3,962千円	9,607～5,543千円	9,689～7,981千円
年間給与額(最高～最低)			7,811～5,403千円	8,553～5,786千円	10,319～5,490千円	13,628～7,709千円	13,881～11,492千円

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 43.4～32.5	% 39.7～29.9	% 41.4～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.1	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 31.9	% 33.3
	最高～最低	% 37.4～31.3	% 34.3～28.5	% 35.8～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.6	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.4	% 34.5
	最高～最低	% 47.5～32.7	% 43.3～29.9	% 43.5～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.1	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 31.9	% 33.3
	最高～最低	% 40.1～32.4	% 34.4～29.5	% 36.6～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 88.9

対他の国立大学法人等 104.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 104.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.9	
	参考	地域勘案 88.5
		学歴勘案 88.6
	地域・学歴勘案 88.4	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 54.0% (国からの財政支出額 7,049百万円、支出予算の総額 13,048百万円：平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出の大部分を占める運営費交付金は効率化係数により毎年削減されている。 また、本学の給与水準については、本学の支出予算の範囲内において、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、国家公務員の例に準じて支給されており、その水準は対国家公務員指数100未満であり、適正と考えられる。</p>	
講ずる措置	特になし	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 101.6

注：上記比較指数は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基準に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,733,242	6,753,831	△ 20,589	(△0.3)	△ 323,458 (△ 4.6)
退職手当支給額 (B)	699,721	783,771	△ 84,050	(△ 10.7)	△ 48,548 (△ 6.5)
非常勤役職員等給与 (C)	763,890	700,598	63,292	( 9.0)	100,930 ( 15.2)
福利厚生費 (D)	841,453	844,473	△ 3,020	(△ 0.4)	△ 53,723 (△ 6.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,038,306	9,082,673	△ 44,367	(△ 0.5)	△ 324,799 (△ 3.5)

注:「非常勤役職員給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比(△0.3%)の主たる要因は、職員の定年等退職による減を若年層の採用で補充したことによる。  
最広義人件費の対前年度比(△0.5%)の主たる要因は、退職手当支給額の減による。
- ② 人件費削減の取組の状況
  - i) 中期目標:行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii) 中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
  - iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,257,729	6,912,898	6,753,831	6,733,242
人件費削減率 (%)		△ 4.8	△ 6.9	△ 7.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.8	△ 7.6	△ 7.9

注1) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。